

## 施設等利用給付認定を受けた後に必要な手続

### 認定期間が終了するとき（新2号・新3号認定）

- 保育を必要とする事由が**出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業**の場合  
⇒ **有効期間終了月の20日まで**に、認定の変更の手続をしてください。
  - ・有効期間終了後は、無償化の対象外となります。  
(必要書類が全て揃ってからの認定となりますので、期限に余裕をもってお手続きをお願いします。)
  - ・育児休業の事由による継続利用は、育児休業対象児が2歳に達する月の末日が限度となります。  
(ただし翌年度に就学を控えている場合は就学前まで)
- 新3号認定の児童が新2号認定（3歳児クラス）になるときの**手続は不要**です。  
⇒ 新2号の施設等利用給付認定決定通知書を送付します。
- 新3号認定の児童の世帯の**市町村民税額が非課税ではなくなった**場合  
⇒ 認定を取り消す必要があります。判明後、速やかにこども未来課まで御連絡ください。
  - ・有効期間終了後は、無償化の対象外となります。

### 保育を必要とする証明書類に期限があるとき（新2号・新3号認定）

- 証明書類の**期限が終了する前**に、新しい証明書類を提出してください。

（証明書類の期限の例） 就労証明書の就労期間・職業訓練の訓練期間・診断書の治療期間 など

### 保育を必要とする事由が変わるとき（新2号・新3号認定）

- 保育を必要とする事由が変わるときは、**変更の手続**が必要となります。
  1. 施設等利用給付認定申請書 兼 現況届
  2. 添付書類（以下参照）

このようなとき	添付書類 (施設等利用給付認定申請書兼現況届の他に必要なもの)	提出期限
○新たに就労したとき ○産休・育休後に復職するとき	就労証明書（兼産休・育休証明書）	有効期間終了月の20日
○出産予定があるとき	母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ (写し)	出産予定月の3か月前の月の20日
○出産後 ⇒育児休業を取得するとき	雇用主がある場合 就労証明書（兼産休・育休証明書） 自営業や報酬を受けている場合 就労状況申立書（自営業等）	出産日から起算して8週間を 経過する日が属する月の20日
○退職して仕事を探すとき	求職活動申立書	有効期間終了月の20日

### 認定を取消しするとき、世帯状況が変わったとき（新1号・新2号・新3号認定）

- 認定内容や世帯状況が変わるときは、**変更の手続**が必要となります。

状 況	必 要 書 類
○市外に転出する ○保育の必要性がなくなった ○市町村民税非課税世帯ではなくなった※新3号認定のみ	・施設等利用給付認定取消申請書
○世帯状況が変わった	・施設等利用給付認定申請書兼現況届
○住所が変わった	・施設等利用給付認定変更届



**正当な理由なく変更の手続を行わないとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、子ども・子育て支援法第30条の9により、認定を取り消す場合があります。**